



## 今回は積丹町国民健康保険事業特別会計直診勘定（積丹町立国民健康保険診療所）の現状についてご紹介します

### 施設の概要

町立国民健康保険診療所（以下「国保診療所」）は昭和42年に開設され、その後地域住民の医療の充実を図るため、昭和59年5月に19の入院病床を有する現在の建物に改築されました。

その後、平成12年からは介護保険制度によるニーズに対応すべく、病床を介護療養型病床に転用整備し、それに伴い常勤医師を2名、看護師、介護士、事務職員など最大総員27名体制とし、運営を続けてきました。しかし、経営状況が悪化し、平成18年4月から、入院及び夜間・休日等の救急診療や、時間外診療の廃止、同年5月から処方箋発行による、院外薬局への移行など、経営の大改革を実施し、

【表1】 施設の概要

1 名称	積丹町立国民健康保険診療所
2 所在地	積丹郡積丹町大字美国町字小泊52番地
3 許可病床数	休床（平成18年4月より）
4 受付時間	月曜日～金曜日 8:40～11:30 13:15～16:00 （土・日曜日及び祝日休診・水曜日は午後休診）
5 建築概要	昭和59年5月新築 鉄筋コンクリート一部3階建
6 延床面積	1,308.97㎡
7 診療科目	内科・外科・小児科・循環器科 呼吸器科
8 職員数	医師1名、看護師2名、事務局長1名 臨時事務職員2名

平成17年度末に7億7千万円を超えた累積赤字を平成22年度で解消し現在に至っています。

施設の概要は【表1】のとおりです。

国保診療所の外来患者数は、平成24年度の実績で延べ9,063人（1日平均37人）で、無床診療所となった平成18年度以降では、平成20年度の13、

071人（1日平均54人）をピークとし、人口の減少等に伴い、外来患者数も年々減少傾向にある一方、医療ニーズの多様化等の理由から、町外の診療機関を受診されている方が多くなっている状況です。

外来患者数と人口の推移は次ページ【表2】のとおりです。

【表2】 外来患者数と人口の推移

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
外来患者数	12,229人	13,071人	11,962人	11,184人	10,596人	9,063人
人 口 (各年度4/1現在)	2,913人	2,799人	2,729人	2,656人	2,549人	2,491人

# 収入・支出の状況

国保診療所の会計は、「積丹町国民健康保険事業特別会計直診勘定」（以下「国保特会直診」といいます。）として経理されており、平成22年度から平成24年度までの収入・支出の状況は【表3】のとおりです。

## (1) 収入の状況

国保診療所の収入は、診療収入である健康保険が適用される外来収入や、保険適用外の諸検査収入等のほか、診療外収入である、診断書等の文書料等があります。

また、高価な医療機器の購入や、大規模な施設の修繕等を実施した場合の借入金としての町債や、他会計繰入金として、「国保特会事業勘定」を経由し繰り入れる国からの国民健康保険特別調整交付金等があるほか、町の一般会計からの繰入金があり、この金額は平成24年度では

【表3】 収入の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
診療収入	54,864	52,791	45,701
診療外収入	1,411	1,315	1,202
町 債	0	0	500
一般会計繰入金	221,964	11,045	17,779
他会計繰入金	6,492	6,492	6,831
その他繰入金	2,205	0	0
計	286,936	71,643	72,013

1,777万9千円と収入全体の24.7%を占めています。本来、特別会計は独立採算を基本とし、当診療所の場合も診療収入等によって支出を賄い、単独で収支の均衡を図る必要がありませんが、国保特会直診では、診療収入等のみで収支の均衡を

図ることが出来ないため、一般会計からの繰り入れを行っていただきます。しかし、その額についても外来患者数の減少に伴う診療収入の減少により、増加傾向にあります。

## (2) 支出の状況

国保診療所の支出は、医師や職員の給与等の人件費や、臨時職員の賃金、光熱水費、各種機

械・設備等の保守委託料等の物件費、医療用機械や医療用消耗品、医薬品等、診療に係る経費である医薬費、建物の維持修繕に係る施設整備費のほか、公債（町債）の償還費に充てる公債費などがあります。

全体の支出額は、ここ数年は、7千万円程度で推移しています。

## 支出の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 件 費	49,018	49,666	50,381
物 件 費	10,228	10,166	9,873
医 業 費	9,968	10,161	9,170
施設整備費	2,969	808	1,760
公 債 費	1,599	842	829
※前年度繰上充用金	213,154	0	0
計	286,936	71,643	72,013

※ 平成22年度で累積赤字を解消したため、平成23年度以降の支出は無い

# 国保特会直診の課題

特別会計は、前述のとおり「独立採算」を基本としています。

現状では平成18年の経営改革以前より、額は減っているものの、一般会計からの繰り入れは継続しており、なおかつ増加傾向にあります。

外来患者数が増加すれば、診療収入が増え繰入金額は減り、収入の増加が見込めない場合は経費を削減できれば、同じく繰入金の額は減り「独立採算」に近づくことができます。

それらが、実現可能なかを、平成24年度の収支の状況を考慮し、検証してみたいと思います。

## (1) どの程度の外来患者の利用があれば良いのか？

平成24年度の診療収入4,570万1千円を、延べ外来患者数9,063人で割ると、1人当たりの診療収入額は、約5,043円となり、ここ数年の状

況と変わりありません。

次に、一般会計からの繰入金17,779千円を全て診療収入で賄う場合を考えてみると、6,348万円の収入が必要となります。この金額を1人当たりの診療報酬額5,000円で割り、この収入を得るための患者数を求めると、12,696人という人数になります。平成24年度は244日の診療日数なので1日平均で約52人となります。

実績としては、3,633人（1日平均15人）の不足となります。

この患者数を確保することは、積丹町の人口の減少傾向等を考慮した場合、難しい状況とされます。

## (2) 経費の削減は可能か？

国保診療所の運営経費については、これまでも節電や、暖房

方法の変更等を始め、様々な経費の削減の取組を実施しており、現在の診療体制を維持していく前提では、これ以上の大きな経費の削減は難しい状況です。

さらに、築30年を迎え、建物の老朽化や設備、医療機械の老朽化による経費の増額が予想されます。

# 課題解決に向けての検討

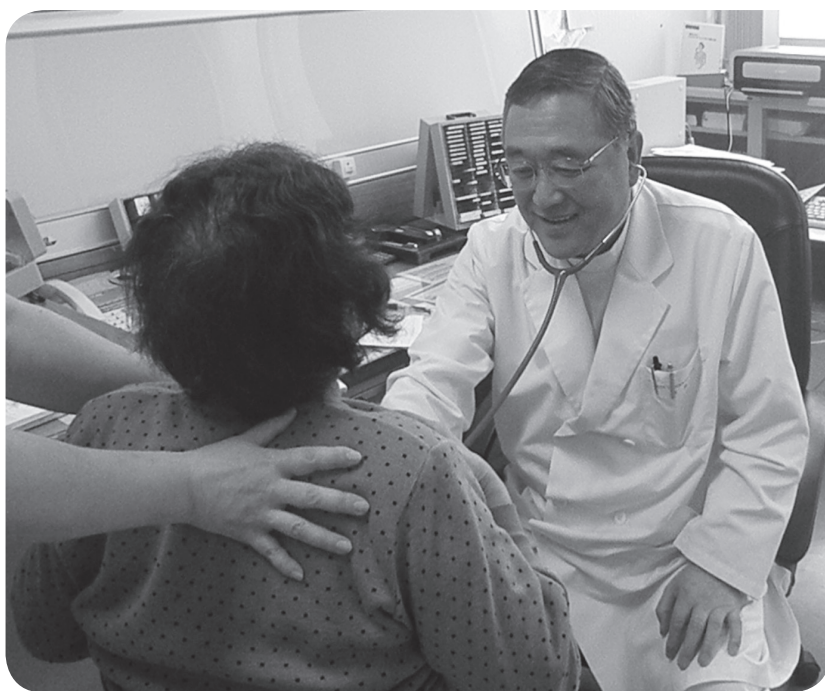
国保診療所は、地域における唯一の公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、経営的なことを目をむけると、近年、多くの公立病院・診療所の経営状

況の悪化や、医師不足に伴う診療体制の縮小など、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっています。

積丹町以外の公立医療機関を擁する自治体や、民間医療機関のみの自治体においても、一般会計からの多額の財政負担や財政支援を実施する自治体が多いのが現状です。

「地域の医療を守るための支出は仕方が無い。」「他の町でも同じ状況のところが多い」との考え方もあると思いますが、一般会計からの繰入金増加は他の行政サービスと健全財政の持続への影響もあります。

以上の現状を踏まえたうえで、どのように収入の確保と、経費の節約などに取り組むことができるでしょうか。



▲平成17年度から診療にあたっている高橋壯之祐医師

## (1) 外来患者数の確保

外来患者数については、前述のとおり、積丹町の人口が減少していくと推測される中で、今後において大幅に増加させ、診療収入を増加させていくのは非常に厳しい状況と考えられますが、患者数の減少を抑えるための方策として、当診療所の受診を促すPR活動（例えば、遠方の病院の通院に不便を感じている方へ向け、主治医の紹介状により薬の処方ができる場合がある等）を充実させたり、高齢者の利便性を考慮し、手すりの造設や歩行補助器具を増やす等の施設の環境整備等に努めていくなどがあります。

朽化に伴う改修費の増加につきましても、既存の助成制度等にとらわれず、新たな助成制度の活用も視野に入れ検討する必要があると考えます。

そして、既存の設備、機器等についてはメンテナンスを充実させ長寿命化を図っていくことも重要です。

## (3) まとめとして

国保診療所は、町民の※一次医療を担っており、二次医療・三次医療については、それぞれ町外の診療機関が担うことになります。

子育て期や高齢期を迎える年齢層からは医療の充実を望む声もありますが、地域において真に必要な**持続可能な医療**を目指す場合、町民の健康づくり活動や広域救急医療体制の充実強化対策などと連携して、当町においては一次医療に特化した体制を維持していく必要があると考えます。

## (2) 経費の削減

経費の削減についても、前述のとおり、現在の診療体制を維持して行く上では、大幅な削減は難しい状況ではありませんが、引き続き節約できる箇所は節約する努力を継続していきます。

また、施設及び医療機器の老

外患者数の減少を抑えるためには、何らかの理由により、町外の一次医療機関に通院され

### ※ 地域保健医療計画に基づく医療圏

- 一次医療機関…軽い症状の患者に対応する。
- 二次医療機関…診療所等では対応できない病気・入院手術が必要な患者に対応する。
- 三次医療機関…二次医療機関では対応できない重篤な患者に対応する。

ている方についても、当診療所を利用していただけよう、町民の皆様の協力をお願いし、経営努力していくことが大切だと考えます。

今後も様々な視点から課題の解決を図りながら健全な財政運営に努め、一次医療のみと限定的ではありませんが、持続可能な医療を町民の皆さんに提供できるように、国への調整交付金の拡充要望を含め、当施設の運営方法について考えていきます。

## ～緊急地震速報を見聞きしたら、まず身の安全を！～

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源の位置や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせするを旨とする情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に危険回避行動を取ることができれば、地震被害の軽減が期待できます。

しかし、緊急地震速報が発表されてから大きな揺れが始まるまでの時間は長い場合でも数十秒程度であり、震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない場合があるなどの技術的な限界があります。

そのため、緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を図っていただくためには、情報を受けたときに周囲の状況に

応じて「あわてずに、まず身の安全を確保する」等を記した「緊急地震速報の利用の心得」を理解していただくことが重要です。

緊急地震速報の詳細については、気象庁ホームページ（<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/portal/index.html>）をご覧ください。

### 【問合わせ先】

札幌管区気象台地震火山課  
TEL：011-611-6125

